

青森県報

第二千六百三十五号

平成十八年
六月二日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市 振興町 課村) ……	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢福 祉 保 険 課) ……	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	一
洪水予報を行う河川の指定……………	(河川砂防課) ……	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県 民生 活 文 化 課) ……	二
市街地再開発組合の定款変更の認可……………	(建 築住 宅課) ……	二
建設業者の許可の取消し……………	(中 南地 域 局) ……	三
右 同……………	(青 森県 土 整備事務所) ……	三
雑 報		
宅地建物取引主任者資格試験の実施……………	(建 築住 宅課) ……	三
正 誤		
昭和三十四年一月八日号外条例中……………	(保 健衛 生課) ……	五
平成十八年四月十七日及び平成十八年五月二十四日定例告	(林 政 課) ……	五

告 示

青森県告示第四百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、鱈ヶ沢町長から鱈ヶ沢町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を鱈ヶ沢町大字浜町に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡鱈ヶ沢町大字浜町一〇〇の一、一〇三、大字本町二四七に隣接する公有水面埋立地 一、五七六・九七平方メートル

青森県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
有限会社ケ アサービス すずかぜ	五所川原市大 字早蕨一 丁目九番 二の九	特定福祉 用具販売	有限会社ケ アサービス すずかぜ	五所川原市大 字早蕨一 丁目九番 二の九	平成 一八・五・ 二四

青森県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業業者	名称又は氏名	五所川原市大字早蕨一太刀打字九コーポ二の二〇二号	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	有限会社ケアサービス すずかぜ	特定介護予防福祉用具販売				

青森県告示第四百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第一項の規定による洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名称	区	
	上流端	下流端
十川	左岸 青森県北津軽郡板柳町大字滝井字大沼八二番地先十川橋上流端 右岸 青森県北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一番地先十川橋上流端	左岸 青森県五所川原市字元町二七番地先岩木川合流点まで 右岸 青森県五所川原市字元町二七番地先岩木川合流点まで

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雑木林
- 三 代表者の氏名
成重 竜司
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市大字赤沼字前川原四七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者とその家族及び関係者に対して、それぞれの地域で、安心と広がりのある暮らしが実現できるように必要な事業を行い、もって障害児・者によりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

青森駅前第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三年二月から平成十九年三月まで

三 施行地区

青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五四、一〇二の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の五

五 設立認可の年月日

平成三年二月一日

六 変更内容

1 施行地区

変更前 青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五四の一部、一〇二の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三の一部
変更後 青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五四、一〇二の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三

2 事務所の所在地

変更前 青森市新町一丁目二の一

変更後 青森市新町一丁目二の五

七 変更認可の年月日

平成十八年五月二十三日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小林設備

二 代表者の氏名 小林 博英

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井七四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第二〇〇〇八三号

五 取消年月日 平成十八年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青和建設株式会社

二 代表者の氏名 小野 光郎

三 主たる営業所の所在地 青森市大字滝沢字住吉二二三の六六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一三四八号

五 取消年月日 平成十八年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設工

事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月七日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十八年六月二日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 三 澤 眞

一 試験の日時 平成十八年十月十五日（日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令の適用期日

平成十八年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

1 方法 四択択一式の筆記試験による。

2 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については四十五問とする。

五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲示

ア 掲示期間

平成十八年七月三日（月）から同月十八日（火）まで

イ 掲示場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ

(<http://www.reitio.or.jp>)

(二) 申込期間

平成十八年七月三日（月）午前九時三十分から同月十八日（火）午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (<http://www.reitio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む）を入力する。

イ 写真ファイル（平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景でJPG形式のもの）を添付する。

四 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること（事務手数料は、本人負担）。

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成十八年七月三日（月）から同月三十一日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課、青森県各県土整備事務所並びに青森県各地域県民局地域整備部

平成一六・五二四 第二六三二号	告示	第四四九号	四	上	二	その図面及び関係書類
平成一六・四一七 第二六一七号	告示	第三五四号	二	上	四	八戸支庁 八戸市庁 その関係書類
発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤
						正

林 政 課

昭和言一・外 八	条 例	第三号	九	上	一四	職務を行うことができる。前項の職員がその職務を行うにあつては、その身分
発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤
						正
						2 前項の職員がその職務を行うにあつては、その身分

保 健 衛 生 課

正 誤

- (一) 申込期間
平成十八年七月三日(月)から同月三十一日(月)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。
 - (二) 提出書類
 - ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)
 - イ 写真一葉(平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)
 - ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)
 - (四) 受験手数料
七千円
- 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適
- (五) 正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。
 - (五) 郵送先及び郵送方法
社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。
- 七 合格発表
 - 1 発表の期日
平成十八年十一月二十九日(水)
 - 2 発表の方法
社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。
 - 八 試験に関する問い合わせ先
社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話〇一七 七二二 四〇八六)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭